

参加校各位 音楽著作物使用に関するお知らせ

## 使用曲の確認方法について



全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）実行委員会

# 重要

- 本大会では、各参加校で使用する楽曲について「確認」を行っていただきます。
- JASRAC・NexTone・日本レコード協会が権利を管理している曲については、実行委員会で一括申請いたします。
- ダンスをホール内で上演する場合とオンライン配信による場合など、状況により権利団体の所在が異なります。
- 創作コンクール部門および参加発表部門の両部門の使用曲すべての権利所在をご確認ください。
- JASRAC・NexTone・日本レコード協会が管理する曲がある場合は「使用曲目申請費」を実行委員会へお支払ください。
- 上記3団体以外の管理団体への申請・費用支払が必要な場合は、各参加校でお手続き願います。

ダンスに使用することを許可していない楽曲や、振り付けには別途費用がかかる楽曲もありますので、ダンスの創作段階で音楽著作権に関することを確認することを推奨します。

著作権・・・p5～13 以下5項目が関係します。

①舞台上で上演すること②CDを複製すること③オンラインで配信すること④DVDを作成すること⑤テレビで放送すること

著作隣接権・・・p14～16 以下4項目が関係します。

①CDを複製すること②オンラインで配信すること③DVDを作成すること④テレビで放送すること



# 注意事項

1. 著作権法、著作隣接権法に違反する音源利用や事実と異なる情報（特に、人権侵害に関わる内容など）を伴奏内に編集することは厳禁とする。なお、使用できる音源は、著作権者に許諾済みの楽曲およびオリジナルの音源に限る。
2. 使用曲目の申請方法・著作物使用料等については、大会開催要項P.9次頁以降を参照の上、確認すること。

**チェックポイント 1** ダンス作品の伴奏音楽を探すときは、作曲者、演奏者、出版社についても調べましょう。

**チェックポイント 2** 権利確認、使用許諾申請、手続きに時間を要する場合があります。  
早めに選曲・手続きを行うことを推奨します。



# 使用曲確認の流れ

全日本高校・大学ダンスフェスティバル（神戸）に参加するまでに！

- ①著作権（作詞・作曲者等が保有）
- ②著作隣接権（レコード会社等が保有）

→両方の使用許諾が必要になります。外国作品については「サブ出版」の確認も必要です。

■自作曲、著作権消滅曲、著作権・著作隣接権ともにフリーの曲はご使用いただけます。

■JASRAC・NexTone・日本レコード協会が管理している曲はご使用いただけます。

→実行委員会より一括申請いたします。ただし、外国作品は要注意。

■上記3団体が管理していない曲でも、参加校で個別に許可取りをしていただいた曲はご使用いただけます。

→許可書の提出をしていただきます。

# 著作権（作詞・作曲者等が保有）に関する手続きの流れ

→ Yes  
→ No

自作曲  
著作権フリー曲

自作曲は「自」、著作権フリーは「フ」を5項目選択

手順①  
JASRAC確認

内国作品

5項目全て「O」 → 使用可 J(O)を5項目選択

J(O)J(Δ)J(X)を5項目それぞれ選択しJ(O)以外の項目を手順②で確認

外国作品

5項目全て「O」 → サブ出版許諾が取れば使用可 J(O)を5項目選択

J(O)J(Δ)J(X)を5項目それぞれ選択しJ(O)以外の項目を手順②で確認

手順②  
NexTone確認

手順①で「Δ」「X」だった項目が「O」 → 使用可 N(O)を選択

JASRAC・NexToneが管理していない曲については、著作権者へ直接許諾を取り、他団体許諾欄を「許諾済み」としてください。



# 【手順①ー2】JASRAC管理確認 >内国作品（邦楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信全て「○」

**3**  
演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。

**4**  
作詞者・作曲者を確認し、使用曲目報告書に入力後、報告してください。

作品コード 123-4567-8

この作品は、JASRACが著作権を管理しています。

内外 ① 内国作品 出典 ① PO(出版者作品画)

管理状況(利用分野) ①

演奏 録音 出版 録音 ビデオ 映画 放送 配信 通カラ

広告 CM収録 映像 録音 ビデオ 出版

**1**

**2**

演奏 この利用分野は、JASRACが著作権を管理しています。

演奏 この利用分野は、JASRACが著作権を管理しています。

管理状況詳細 演奏

No.	著作者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①
1	坂本 龍一	作曲		JASRAC
2				

管理状況詳細 演奏

No.	著作者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①	特記 ①
1	坂本 龍一	作曲		JASRAC	
2	キャブ	出版者	曲	JASRAC	

「内国作品」の場合、この楽曲はJASRACが権利者です。  
\*使用可能楽曲です。

# 【手順①-3】JASRAC管理確認 > 外国作品（洋楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信全て「○」

2

演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。

作品コード 123-4567-8

この作品は、JASRACが著作権を管理しています。

内外 ① 外国作品 出典 ① PJ(サブ出版者作品届)

管理状況(利用分野) ①

演奏 ○ 録音 ○ 出版 ○ 貸与 ○ **ビデオ ○** 映画 ○

広告 ○ CM送録 ○ 映録 ○ 録音 ○ ビデオ ○ 出版 ○

1

演奏 ○ 録音 ○ ビデオ ○ 放送 ○ 配信 ○

3

**演奏** この利用分野は、JASRACが著作権を管理しています。

4

権利者（著作権者本人等）に直接申請及び著作物使用料を支払う場合があります。

**演奏** この利用分野は、JASRACが著作権を管理しています。

管理状況詳細

演奏

著作権者/出版者情報			管理情報		
No.	著作権者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①	特記 ①
1	REICH STEVE	作曲		演奏:BMI 録音:-	
2	BIBLICAL	作詞		<b>P.D.</b>	
3	HENDON MUSIC INC	出版者		演奏:BMI 録音:-	
	ショット・ミュージック 株式会社 Dept. 3	サブ出版		JASRAC	

この場合は、サブ出版に直接連絡をしてください。\*支払が発生する場合があります。許諾後、使用曲目報告書に入力し、報告してください。許諾が得られなければ、その曲は使用不可となります。

権利者から「JASRACへ申請をしてください」との話があれば、その旨を使用曲目報告書に入力してください。

# 【手順①-4】 JASRAC管理確認 > 内国作品（邦楽） > 外国作品（洋楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信欄のいずれか、または全てに「△」

3  
演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。権利者を特定し、他の権利者に直接申請してください。

管理状況(利用分野) ⓘ

演奏 △ 録音 △ 出版 △ 貸与 △ ビデオ △ 映画 △ 放送 △ 配信 △ 通カラ △

広告 △ CM送録 △ 映録 △ 録音 △ ビデオ △ 出版 △

ゲーム △ 録音 △ ビデオ △

演奏 この利用分野は、JASRACが一部の著作権を管理しています。

管理状況詳細 演奏

著作者/出版者情報			管理情報	
No.	著作者/出版者 ⓘ	識別 ⓘ	契約 ⓘ	所属団体 ⓘ
1	FISK ROB	作曲作詞		演奏:- 録音:-
2	GOODE KELLY	作曲作詞		演奏:- 録音:-
3	MATSU...	作曲作詞		演奏:BMI

2  
JASRACが一部の著作権を管理しています。

4  
この場合は、作詞・作曲者に申請してください。許諾が得られた場合は、使用曲目報告書に入力し、報告してください。許諾が得られなければ、その曲は使用不可となります。

JASRACが管理していない利用分野を、NexToneが管理している場合がありますので、手順②をご確認ください。

# 【手順①ー5】JASRAC管理確認 > 内国作品（邦楽） > 外国作品（洋楽）

演奏・録音・ビデオ・放送・配信欄のいずれか、または全てに「×」

3  
演奏、録音、ビデオ、放送、配信のマークをクリックすると「管理状況詳細」が表示されます。権利者を特定し、他の権利者に直接申請してください。

管理状況(利用分野) ①

演奏 × 録音 ○ 出版 ○ 貸与 ○ ビデオ × 映画 × 放送 △ 配信 × 通カラ ○

広告 CM送録 × 映録 × 録音 × ビデオ × 出版 × ゲーム 録音 × ビデオ ×

演奏 この利用分野は、JASRACでは著作権を管理しておりません。

演奏 この利用分野は、JASRACでは著作権を管理しておりません。

管理状況詳細 演奏

著作者/出版者情報			管理情報		
No.	著作者/出版者 ①	識別 ①	契約 ①	所属団体 ①	特記 ①
1	坂本 龍一	作曲		JASRAC	
2	キャブ パフォーミング・ライツ事業部	出版者	曲	JASRAC	×

1

演奏 × 録音 ○ ビデオ ×

放送 △ 配信 ×

2

JASRACが音楽の一部または全部を管理していません。

JASRACが管理していない利用分野を、NexToneが管理している場合がありますので、手順②をご確認ください。

4  
許諾が得られた場合は、使用曲目報告書に入力し、報告してください。許諾が得られなければ、その曲は使用不可となります。

他の権利者の連絡先は、検索画面の右上 > 各種連絡先 を参考にしてください。

# 【手順①-6】 JASRAC管理確認 > 内国作品（邦楽） > 外国作品（洋楽）

著作権が消滅している楽曲

この作品は、著作権が消滅しております。

この作品は、著作権が消滅しております。

消滅している旨記載してください

内外 ⓘ 内国作品 出典 ⓘ JC(作曲者作品届)

## 管理状況詳細

著作者/出版者情報				管理情報	
No.	著作者/出版者 ⓘ	識別 ⓘ	契約 ⓘ	所属団体 ⓘ	特記 ⓘ
1	三木 露風	作詞		P.D.	
2	山田 耕筰	作曲		P.D.	

P.D.

P.D.

P.D.

## 【手順②】 NexTone管理確認

# <https://search.nex-tone.co.jp/terms?1>

※もしくは **NexToneデータベース** で検索 → 「作品検索データベース利用規約」へ



### <利用規約>

#### 作品検索データベース 利用規約

- 第1条 (目的)**  
NexTone作品検索データベース(以下「作品データベース」という)は、音楽出版社等の著作権者が、自らが保有する音楽著作権(全部か一部の管理区分の別を問わない)について、株式会社NexTone(以下「NexTone」という)と管理委託契約を締結し、作品届をNexToneに提出することによって、NexToneに著作権の管理を委託した作品と、その著作権にかかる情報を提供するものとする。
- 第2条 (本規約)**  
NexToneは、利用者への事前通知や利用者からの承諾なく、本規約を変更できるものとする。
- 第3条 (利用について)**  
1. 作品の情報は、NexToneによる作品届の内容確認後、順次、作品データベースに追加し公表します。  
2. 作品データベースに含まれる個々の情報は、権利関係の変更等により、編集、削除、追加等、変更される可能性があります。
- 第4条 (禁止事項)**  
1. NexToneに対する事前の断りなく、作品データベースの情報の一部または全てを複製、複製、転載することを禁じます。  
2. 作品データベースの画面への直接のリンクを禁じます。  
3. 作品データベースは、NexToneのWebサイト内でのみの使用に限り、作品データベースの検索窓をNexTone以外のサイトに設置し、及び/または、NexTone以外のサイトから作品データベースを利用することを禁じます。
- 第5条 (免責事項)**  
第4条に定める行為により、利用者において不利益となるような事態が発生した場合であっても、NexToneは一切責任を負わないものとする。
- 第6条 (損害賠償)**  
利用者が第4条に定める行為、その他の行為によりNexToneに損害を与えた場合、NexToneは当該利用者に対して損害賠償等を求めることがあります。
- 第7条 (著作権)**  
作品データベースの著作権は、NexToneに帰属しています。
- 第8条 (準拠法、裁判管轄)**  
本規約の準拠法は日本法とします。また、作品データベース、及び本規約に関連してNexToneと利用者の間で生じた紛争については東京地方裁判所を第一審専断的合意管轄裁判所とします。

※以上に同意の上、作品データベースを利用する

「以上に同意の上、作品データベースを利用する」をクリック



### <検索画面>

#### 作品検索データベース

フリーワード  部分一致

※複数の条件を指定する場合は、キーワード間にスペースを入力してください。

▲ 詳細検索

作品コード	<input type="text"/>	完全一致
作品名	<input type="text"/>	すべて 部分一致
著作者名	<input type="text"/>	部分一致
権利者名	<input type="text"/>	部分一致
アーティスト名	<input type="text"/>	部分一致

管理区分 一括チェック 録音利用 オーディオ ビデオ ゲーム 映画 広告 配信 放送 出版 録音 演奏(CD/CD) 演奏(他)

50件ずつ表示 作品名 昇順 検索

### <検索結果>

作品コードを確認

NexTone作品コード	N01093594	JASRAC作品コード										
作品名	Nostalgia Winter Dance											
◆ 関係権利者情報												
◆ 著作権情報		◆ 管理状況										
No	著作人名(権利者名)	役割	オーディオ	ビデオ	ゲーム	映画	広告	配信	放送	出版	録音	演奏(他)
1	Otakeze (株式会社 エフエムソウンズ 第3音楽出版事業部)	作曲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◆ 副題情報				◆ アーティスト情報								
No	副題 (利用申請に基づきNexToneが作成する検索用名称を含む)	No	アーティスト名									
	なし	1	Otakeze									

オ・ビ・配・放・他(演奏)を確認「○」であれば、使用可

NexToneが管理していない利用分野を、JASRACが管理している場合がありますので、手順①をご確認ください。

# 【手順③】 使用曲目報告書

・今回オンライン配信は行いませんが、特プロのNHKの放映に関わるため、大会期間前に全校に確認していただきます。  
(許可がない場合は、放映しません。)

第35回 全日本高校・大学ダンスフェスティバル 使用曲目報告書		創作コンクール部門 予選番号	
学校名グループ名	神戸スポーツ高校ダンス部	報告日	

No.	使用曲名	CDタイトル名(商品名)	作(訳)詞者名	利用方法	作(編)曲者名	アーティスト名	使用時間	国内作品 外国作品	著作権				著作隣接権					
									演奏	録音	ビデオ	放送	配信	作品コード JASRAC NexTone	サブ出版許諾 (外国作品のみ)	他団体許諾	入手先	レコード会社
1							分 秒											
2							分 秒											
3							分 秒											

・使用する**全ての曲**を記入してください。(自作曲・フリー楽曲等も。)  
・**外国作品**については、できるだけ**原題名**で入力してください。

・**詞・曲のいずれか一方のみ**を使用する場合は、**使用する方の作者名のみ**を記入してください。  
・必ずどちらかを記入してください。

・**検索画面に記載されている作品コード**を記入してください。

記入上の注意  
 ①自作音を含む使用する**全ての曲**について記入する。  
 ②一つの音源の同一部分を複数回使用する場合には、合計使用時間を「使用時間」の欄に記載する。  
 ③「利用方法」の欄は、使用する音源のタイプを選択する。もともと詞のない楽曲や使用する演奏には詞が含まれていない場合には「器楽のみ」、原語の詞が演奏に含まれる場合には「原詞」を、原語の詞を別の言語に翻訳したものが演奏に含まれる場合には「訳詞」を選択する。  
 ④作(訳)詞者名または作(編)曲者名の**どちらかは必ず**記入すること。  
 ⑤JASRAC・NexTone管理の楽曲については、**作品コード**を必ず記入すること。  
 ⑥市販CDを使用する場合は、「CDタイトル名(商品名)」の欄にアルバム・シングルのCDタイトルを入力すること。  
 ※使用曲目報告書は印刷及び郵送する必要はありません。

## 著作隣接権（レコード会社等が保有）

著作隣接権については、AJDF実行委員会と日本レコード協会との取り決めにより、今大会の各参加校からの日本レコード協会会員社への申請・許可取りは不要といたします。

著作隣接権（市販CDやダウンロードで購入した音源）について、次のページ【手順④】を確認し、【手順⑤】使用曲目報告書の「**レコード会社**」「**商品番号／配信サイト名**」の欄に必要な情報を記入してください。

# 【手順④】日本レコード協会会員社確認

<https://www.riaj.or.jp/>

※もしくは **日本レコード協会** で検索



レコード会社について、  
ご不明な点がございましたら  
「HP『お問い合わせ』」より  
お問い合わせください。

## <HPトップ画面>



下へスクロール



「日本レコード協会について」  
をクリック

## <HP画面>



「会員社」をクリック

## <HP確認画面>



一覧表に記載がなければ、各レコード会社へ直接連絡し、  
権利処理を行うこと。

\* 許諾が得られなければ、使用不可。

\* 許諾書等の提出を求める場合があります。

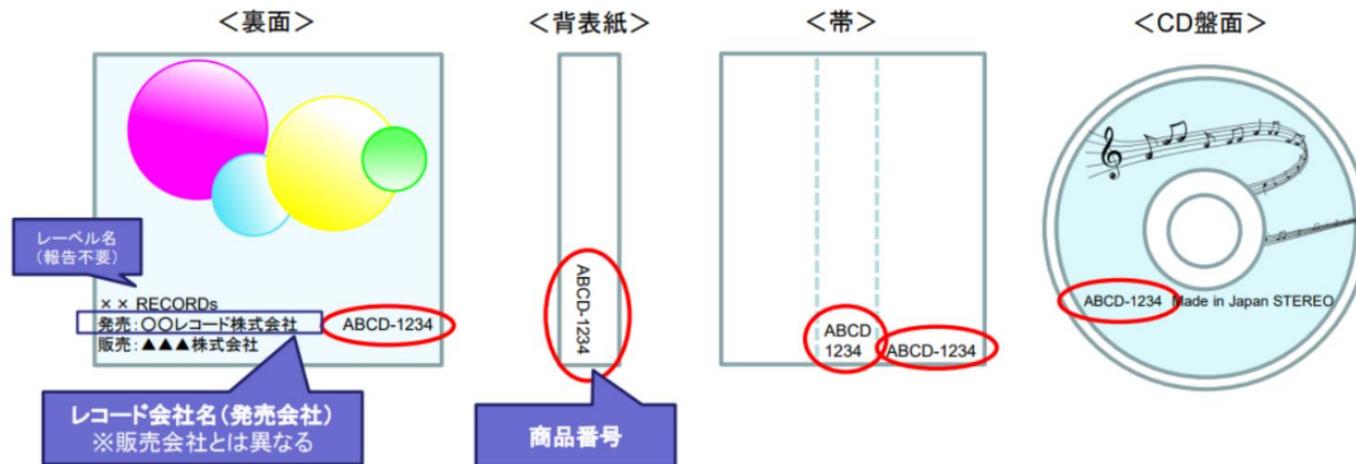
## 【手順⑤】原盤権（著作隣接権）確認

- ① 「レコード会社名」：CD、配信音源の発売レコード会社名
- ② 「商品番号／配信サイト名」：CDの商品番号、または、音源をダウンロードした音楽配信サイト名

### <②商品番号または音楽配信サイト名の記入について>

#### (A) 市販CDを使用する場合

記載箇所の例(赤枠)



レコード商品番号の構成例: ABCD-1234

※CDを販売するネットショップに「商品番号」「カタログNo」「規格品番」「メーカー品番」等の名目で記載されていることがあります。

#### (B) 音楽配信サイトからのダウンロード音源を使用する場合

購入した音楽配信サイト名を記入。  
(例：レコチョク、iTunesなど)  
商品番号の記入は不要。

ご不明な点がございましたら、以下HP内「お問い合わせ」よりご連絡ください。

日本レコード協会HP

<https://www.riaj.or.jp/>

※もしくは **日本レコード協会** で検索

# 【手順⑥】 使用曲目報告書

第35回 全日本高校・大学ダンスフェスティバル 使用曲目報告書		創作コンクール部門 予選番号	
学校名グループ名	神戸スポーツ高校ダンス部	報告日	

No.	使用曲名	CDタイトル名 (商品名)	作(訳)詞者名	利用方法	作(編)曲者名	アーティスト名	使用時間	内国作品 外国作品	著作権							著作権接権				
									演奏	録音	ビデオ	放送	配信	作品コード		サブ出版許諾 (外国作品のみ)	他団体許諾	入手先	レコード会社	商品番号 配信サイト名
														JASRAC	NexTone					
1							分 秒													
2							分 秒													
3							分 秒													
4							分 秒													
5							分 秒													
6							分 秒													
7							分 秒													
8							分 秒													
9							分 秒													
10							分 秒													

・手順⑤で確認した内容を報告してください。

記入上の注意  
 ①自作音を含む使用する**全ての曲**について記入する。  
 ②一つの音源の同一部分を複数回使用する場合には、合計使用時間を「使用時間」の欄に記載する。  
 ③「利用方法」の欄は、使用する音源のタイプを選択する。もともと詞のない楽曲や使用する演奏に詞が含まれていない場合には「器楽のみ」を、原語の詞が演奏に含まれる場合には「原詞」を、原語の詞を別の言語に翻訳したものが演奏に含まれる場合には「訳詞」を選択する。  
 ④作(訳)詞者名または作(編)曲者名の**どちらかは必ず記入**すること。  
 ⑤JASRAC・NexTone管理の楽曲については、**作品コード**を必ず記入すること。  
 ⑥市販CDを使用する場合は、「CDタイトル名(商品名)」の欄にアルバム・シングルのCDタイトルを入力すること。  
 ※使用曲目報告書は印刷及び郵送する必要はありません。

# 使用曲目報告書（記入例）

No.	使用曲名	CDタイトル名（商品名）	作（訳）詞者名	利用方法	作（編）曲者名	アーティスト名	使用時間		内国作品 外国作品
							分	秒	
1	〇〇-〇	〇〇-〇	ABC	器楽のみ	ABC	ABC	1	20	内国作品
2	△△	△△	ABC	原詞		〇〇		30	外国作品
3	××××	××××	ABC	訳詞		×	2	0	内国作品
4	自作曲						1	0	

著作権												
演奏		録音		ビデオ		放送		配信		作品コード	サブ出版許諾 (外国作品のみ)	他団体許諾
JASRAC	exTon											
J(○)		J(○)		J(○)		J(○)		J(○)		123-4567-8		
										246-8102-4	許諾済み	****
J(△)	N(○)	J(△)	N(○)	J(△)	N(○)	J(○)	N(○)	J(△)	N(○)		987654321	

JASRACで△の曲でも、NEXTONEでは○の楽曲もあります。  
双方の確認を行い、どちらかに○が付いた状態で提出してください。

著作権隣接権		
入手先	レコード会社	商品番号 配信サイト名
〇〇	〇〇	〇〇
****	****	****
〇〇	〇〇	〇〇

# 支払いに関する確認

- ★「使用曲目申請費」→AJDF実行委員会に支払う
- ★「使用料」→JASRAC・NexTone・日本レコード協会以外が管理する権利保持者に支払う

START:

自作・フリー・著作権消滅以外の音楽を使用しますか？

NO

「著作物使用料」を支払わない

YES

報告書の中に一つでもJ(○)J(△)N(○)N(△)がある。  
日本レコード協会加盟のレコード会社の曲がある

NO

・使用許諾を得る。  
・直接「使用料」を支払う必要があるかどうか確認

YES

AJDFに「使用曲目申請費」1作品当たり二千元を支払う

直接「著作物使用料」を支払う必要がある？

YES

著作権者に「著作物使用料」を直接支払う

YES

\*外国作品の場合はこちらも確認

サブ出版  
JASRAC申請のみで良い？

NO

使用する曲の中で、  
1曲でも「使用曲目申請費」に該当する曲があれば、**一律「二千元」**を支払う。

## <要確認>

1. JASRAC・NexTone・日本レコード協会以外の権利者が管理する楽曲を使用する場合、使用回数で「使用料」の値段が異なる場合がある。  
例) 予選、決選、特プロの3回分を支払う。
2. 申込時点では決選、特プロへの出演がわからないため、大会終了後に「使用料」を支払うことが可能かどうか、各校・各グループで権利保持者に確認の上、適宜対処すること。

使用曲目報告書に記入漏れがないか確認し、提出してください。

不備がある場合、または許諾が取れていないもの、ダウンロード元が不明な曲は使用できない場合があります。  
必ず大会前に確認を済ませてください。

放送・DVDの無音対応はいたしません。